

国立標準化産業財産機関 (I N N O R P I) (チュニジア) (指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料	附属書 T N. I
発明特許出願の願書様式	附属書 T N. II

略語のリスト

国内官庁：	国立標準化産業財産機関 (I N N O R P I) (チュニジア)
L P I：	特許に関する2000年8月24日の法律No. 2000-84
D 836：	特許に関するロイヤリティ額を定める2001年4月10日の政令No. 2001-836

指定（又は選択）官庁 T N	国立標準化産業財産機関 (I N N O R P I) (チュニジア) 国内段階に入るための要件の概要	概 要 T N
国内段階に入るための期間	P C T第22条(1)に基づく期間 : 優先日から30か月 P C T第39条(1)(a)に基づく期間 : 優先日から30か月	
国内官庁は権利回復を認めるか (P C T規則49.6) ?	認める	
要求される国際出願の翻訳文の言語 ¹	アラビア語, 英語又はフランス語	
要求される翻訳文 ¹	P C T第22条に基づく場合 : 明細書・請求の範囲 (補正された場合には, 最初に提出したもののみ, 及び図面の中の説明・要約書) P C T第39条(1)に基づく場合 : 明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約書 (それらのいずれかの要素が補正された場合には, 国際予備審査報告の附属書により補正されたもののみ)	
特別な状況において国際出願の写しが要求されるか ?	要求されない	
国内官庁は国内法に基づきカラー図面を認めるか ?	国内官庁に問合せされたい	
国内手数料	通貨 : チュニジア・ディナール (TND) 出願手数料及び第1年度の年金 : ^{1, 2} TND 140 10個を超える各請求の範囲についての 請求の範囲手数料 : ^{1, 2} TND 30	
国内手数料の免除, 減額又は払戻し	な し	

[次頁に続く]

¹ P C T第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内に提出又は支払をしなければならない。

² この手数料は19%の付加価値税 (V A T) の対象とされる。

T N 国立標準化産業財産機関 (I N N O R P I) (チ ュ ニ ジ ア) (続 き) T N	
国内官庁の特別の要件 (P C T 規則51の2)	国際出願日の後に 出願人の名称変更があったが 国際事務局からの通知 (様式 PCT/IB/306) に 当該変更が反映されていなかった 場合には、当該変更を証明する書類 出願人がチュニジアに居住していない場合には、 代理人の選任 代理人を選任する証書 (選任書又は委任状)
誰が代理人として行為できるか？	チュニジアに居住する 自然人又は法人
国内官庁は受理官庁による優先権回復の 効果を認めるか (P C T 規則49の3.1) ？	認める
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか (P C T 規則49の3.2) ？	認める。当該請求に適用される基準及び 支払う手数料については国内官庁に 確認されたい。

国内段階の手続

TN. 01 国内段階へ移行するための様式

国内官庁は特許出願のための様式及びその附属書を用意しており、国内官庁ウェブサイトからダウンロード可能である（附属書TN. II 参照）。

PCT Art. 46

TN. 02 翻訳文（補充）

国際出願の翻訳文の誤りは、出願時の国際出願の本文を基準として補充することができる（国内段階6. 002及び6. 003項を参照）。

TN. 03 手数料（支払方法）

概要及び本章に表示する手数料の支払方法は附属書TN. I に概説されている。

LPI Art. 20

TN. 04 代理人の選任

出願人がチュニジアに居住していない場合には、チュニジアに居住する代理人を選任しなければならない。委任状が要求される。

LPI Art. 29-30

TN. 05 審査

国内官庁は特許出願の方式及び実体の審査を実行する。要件不備の場合、国内官庁は出願人に通知を行い、通知から3箇月以内に自身の出願を補正する又は意見書を提出するよう求める。この期間内に出願人が国内官庁の通知に従い自身の出願を適正化した場合には、政令で定める額の手数料の支払を条件として、出願審査が再開される。この求めに応じない場合、国内官庁は出願を拒絶する。

LPI Art. 27

TN. 06 分割出願

出願人は出願公開前であれば分割出願が可能であり、分割出願は国内段階に移行した際出願と同一の出願日、及び該当すれば同一の優先日を保持する。

PCT Art. 28

TN. 07 出願の補正

41

LPI Art. 26, 28

D836 Annex

出願人は出願公開前であれば出願の補正が可能であり、これには新たな請求の範囲の構築も含まれるが、最初の出願の開示範囲を超えないことを条件とする。出願人は特許付与前であれば、正当な請求に基づき、表現又は記載における誤記の訂正、並びに提出書類における誤りの訂正を求めることができる。

LPI Art. 52

TN. 08 年金

特許存続期間の各年について、特許出願及び特許を維持するための年金支払が要求される。年金支払は毎年行い、特許出願日の各年の応当日の属する月の末日が支払期日となる。期日までに年金支払が行われなかった場合、出願人は遅延支払手数料の支払を条件として、年金支払のために6箇月の期間が認められる。

手数料¹

(通貨：チュニジア・ディナール (TND))

出願手数料及び第1年度の年金	140
10個を超える各請求の範囲についての請求の範囲手数料	30
年金：	
－第2年度から第5年度まで、各年	50
－第6年度から第10年度まで、各年	130
－第11年度から第15年度まで、各年	265
－第16年度から第20年度まで、各年	500

手数料の支払方法

手数料はチュニジア・ディナール建で支払わなければならない。すべての支払には国内出願番号、出願人の氏名・名称、支払う手数料の種類を表示しなければならない。

手数料支払には現金又は小切手が認められる。

1 この手数料は19%の付加価値税 (VAT) の対象とされる。

様 式（附属書T N. II）

国内官庁は次の書類を準備している。最新版及びその他の言語については国内官庁ウェブサイト（附属書B）を参照されたい。

附属書 T N. II 発明特許出願の願書様式

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_II_tn.pdf